

## 給与 R4 年末調整対応版(Ver.19.10)のリリースの予定

給与 R4 システム 年末調整対応版 (Ver.19.10) のシステムの対応予定についてご連絡いたします。

### 1. 発行プログラムと対象バージョン

次のプログラムの発行を予定してします。

システム名	リリースバージョン	データ変換対象バージョン	保守加入対象バージョン
給与・法定調書 R4	Ver.19.10	Ver.18.10 以降	Ver.18.10 以降
給与・法定調書顧問 R4			
給与応援 R4 Premium			
Weplat 給与応援 R4 Premium			
給与応援 R4 Lite			
Weplat 給与応援 R4 Lite			
法定調書顧問 R4			

※Ver.19.10 はライセンスが変更になります。Ver.19.1 用のライセンス取得が必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

E i ボードは Ver.19.20 以降がセットアップされている必要があります。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末数分の [ネットワーク基本ライセンスクライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※給与・法定調書 R4 と給与・法定調書顧問 R4 は同一コンピューターでは共存できません。

※給与応援 R4 Lite は 1 ユーザーで使用する製品です。

### 2. リリース時期

#### 2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開 (予定)

2019年11月8日 (金)

#### 2-2. マイページのダウンロード公開 (予定)

2019年11月8日 (金)

#### 2-3. CDオプション契約ご加入のおお客様のCD送付開始日 (送品開始日予定)

2019年11月19日 (火)

#### 2-4. 電子申告プログラムについて (給与応援R4 Lite除く)

給与システム Ver.19.10 用の電子申告更新用プログラムについては以下の通り 2 回にわけてダウンロードのご提供を行う予定です。

##### ■2019年11月公開分

Ver.19.10 で所得税徴収高計算書の資料、配当の支払調書の電子申告を行うためのプログラムです。このプログラムで令和1年分の法定調書の電子申告はできません。

ダウンロード公開 (予定) : 2019年11月8日 (金)

※本体プログラムと同日公開の予定です。

システム名	発行プログラム	バージョンアップ対象
給与・法定調書 R4	e1	Ver.19.10
給与・法定調書顧問 R4		
給与応援 R4 Premium		

■2020年1月公開（予定）分

Ver.19.10 で令和1年分の法定調書の電子申告を行うためのプログラムです。対応概要については、別途、電子申告のシステムインフォメーションにてご案内いたします。

ダウンロード公開（予定）：2020年1月上旬

システム名	発行プログラム	バージョンアップ対象
給与・法定調書 R4	e2	Ver.19.10 Ver.19.10.e1
給与・法定調書顧問 R4		
給与応援 R4 Premium		
法定調書顧問 R4	e1	Ver.19.10

■注意点

法定調書顧問 R4 平成30年版で電子申告を行われているお客様が、Ver.19.10 にバージョンアップし、データ変換を行うと、電子申告更新用プログラムを適用するまでの期間は電子申告ができなくなります。

法定調書顧問 R4についてはVer.19.10へのバージョンアップおよびデータ変換のタイミングについてご注意ください。

2-5.コンバートプログラムについて

Ver.19.10 へのコンバートに対応した R4 コンバーターの提供はありません。

旧製品からコンバートを行う場合は、 サポート → [お役立ち動画] → 「旧製品からのデータ移行手順」をご参照ください。

<http://r4support.epson.jp/r4support/R4Contents.nsf/Kanimation0201/C81F5495CEE90EDD492581F50039D93C>

2-6.ライセンス認証について

Ver.19.10 はライセンスが変更になります。

バージョンアップ時の Ver.19.1 用のライセンス認証については前回のライセンス取得方法によって次のようになります。

前回のライセンス認証	Ver.19.1 用ライセンス取得
オンライン認証	インターネットに接続している場合は、オンライン認証による Ver.19.1 用のライセンス取得をします。 ライセンスの種類が「年間ライセンス」の場合は、「オンライン認証」のみ選択可能な画面になります。

オフライン認証	インターネットに接続していない場合は、オフライン認証により Ver.19.1 用のライセンス取得をします。 ただし、以下の場合には手続きが異なります。 ①保守加入・CD オプション契約有（スタンドアローン版） 以前のバージョンで CD 保守ライセンスにより認証済みの場合、ライセンス取得画面は表示されません。 今回ライセンス CD が送付されたお客様は、その CD を使用して認証を行ってください。 ②保守加入・CD オプション契約有（ネットワーク版） 「ライセンス CD」を送付しますので、これによりライセンス認証を行ってください。 ③Weplat Lite（CD 版） 年間ライセンスの利用期間中は、 <u>ライセンス取得画面は表示されません。Ver.19.1 用のライセンス取得は不要です。</u>
代理認証	インターネットに接続していないが、インターネットに接続している別のコンピュータがある場合は、代理認証により Ver.19.1 用のライセンス取得をします。

※Weplat/Weplat Lite（ダウンロード版）は、「オンライン認証」によるライセンス取得のみ可能です。

※Weplat Lite（CD 版）は「オフライン認証」によるライセンス取得のみ可能です。

※Weplat（ダウンロード版）・Weplat Lite（CD 版）以外の製品は、「オンライン認証」「オフライン認証」「代理認証」いずれのライセンス取得も可能です。

### 3. 改正の概要

#### 3-1. 税制改正の概要

以下の改正は、[令和 2 年分以後の所得税](#)について適用されます。

##### ■給与所得控除の見直し

(1) 給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられました。

(2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入額が 850 万円、その上限額が 195 万円にそれぞれ引き下げられました。

(注)1 一定の要件を満たす居住者について、所得金額調整控除の適用を受けることができることとされました。

2 これらの改正に伴い、令和 2 年分以後の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されます。

改正後の給与所得控除額は、次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,625,000 円以下	65 万円	55 万円
1,625,000 円超 180 万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40%－10 万円
180 万円超 360 万円以下	その収入金額×30%＋18 万円	その収入金額×30%＋8 万円
360 万円超 660 万円以下	その収入金額×20%＋54 万円	その収入金額×20%＋44 万円
660 万円超 850 万円以下	その収入金額×10%＋120 万円	その収入金額×10%＋110 万円
850 万円超 1,000 万円以下		195 万円
1,000 万円超	220 万円	

### ■基礎控除の見直し

- (1)基礎控除額が10万円引き上げられました。
- (2)合計所得金額が2,400万円を超える居住者についてはその合計所得に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える居住者については基礎控除の適用はできないこととされました。

(注) これらの改正に伴い、年末調整において基礎控除の額に相当する金額の控除を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

改正後の基礎控除額は次のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		—

### ■所得金額調整控除の創設

その年の給与等の所得金額が580万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者も若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

(注) これらの改正に伴い、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする人は、所要の事項を記載した「所得金額調整控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

### ■扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

上記の改正に伴い、各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の見直しが行われました。

- (1)同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が48万円以下（現行：38万円以下）に引き上げられました。
- (2)源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が95万円以下（現行：85万円以下）に引き上げられました。
- (3)配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が48万円超133万円以下（現行：38万円超123万円以下）とされ、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分がそれぞれ10万円引き上げられました。
- (4)勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下（現行：65万円以下）に引き上げられました。
- (5)家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（現行：65万円）に引き下げられました。

## 3-2.社会保険改正の概要

### ■65歳以上の方への雇用保険の適用拡大

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となりましたが、これに伴い、雇用保険料徴収の免除対象であった64歳以上の従業員について、令和2年度より雇用保険料の徴収が始まります。

## 4. システムの対応内容

- ・ Ver.18 で既に [年末調整計算] を実行済みであっても、Ver.19.10 にデータ変換後は必ず、[年末調整] → [年末調整計算] を行ってください。[年末調整計算] を実行すると、源泉徴収簿／従業員の選択画面で「年調計算」欄に「済」マークが付きまます。
- ・ 令和 2 年分以降の年末調整には対応していません。  
令和 2 年途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年の途中での年末調整には対応しません。あらかじめご了承ください。

### 4-1. 年末調整様式の変更

- ・ 「令和 2 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式で印刷されるよう対応します。  
（令和 2 年以降データ、または、令和 1 年データの [扶養・保険料等控除申告書] で「扶養控除等異動申告書の年」に令和 2 年以降を入力した場合）

新様式「令和 2 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に追加された「単身児童扶養者」欄は印刷されません。手書きにて対応してください。

- ・ 「令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書」「令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」の様式で印刷されるよう対応します。
- ・ 源泉徴収簿の A4 横型は「平成 31 年（2019 年）分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の様式で印刷されるよう対応します。  
A4 横型のタイトルは「平成 31 年（二〇一九年）分」と印字されますが、A4 縦型、ヒサゴ用紙のタイトルは「1 年分」と印字されます。

新様式「令和 2 年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」は対応しません。翌年の年末調整対応版で対応予定です。

- ・ 以下の帳票のタイトル年は次のように印字されます。

帳票	令和 1 年データ	令和 2 年データ
扶養控除等異動申告書	平成 31 年（2019 年）分	令和 2 年分
保険料控除申告書	令和元年分	
配偶者控除等申告書		
源泉徴収簿 A4 横	平成 31 年（二〇一九年）分	
源泉徴収簿 A4 縦	1 年分	2 年分
源泉徴収簿 ヒサゴ GB1156		
支給月別一覧表		
年末調整一覧表（A4 縦/A4 横）		
年末調整通知書（B5/A4 四切）		
給与支払報告書	②（左上の和暦年）	③（左上の和暦年）
給与支払報告書／総括表	令和 2 年度（元年分）*1	令和 3 年度（2 年分）
報酬等の支払調書	令和元年分	令和 2 年分
不動産の使用料等の支払調書		
譲受けの対価の支払調書		
あっせん手数料の支払調書		

\*1 用紙公開待ち

帳票	令和1年データ	令和2年データ
不動産使用料等一覧表	1年分	2年分
不動産等譲受け対価一覧表		
不動産等あっせん手数料一覧表		
法定調書合計表	令和01年分	令和02年分

- Windows Update をしていない環境でも以下の帳票が新元号で印刷されるよう対応します。

帳票	項目
不動産の使用料等の支払調書	支払確定年月日
不動産使用料等一覧表	
譲受けの対価の支払調書	取得年月日、支払確定年月日
不動産等譲受け対価一覧表	
あっせん手数料の支払調書	支払確定年月日
不動産等あっせん手数料一覧表	
法定調書合計表	提出日

#### 4-2.給与（賞与）明細（法定調書顧問 R4除く）

選択した会社の処理年度（令和1年分／令和2年分以降）により、計算式や月額表を切り替えて毎月の給与や賞与の源泉徴収税額が計算されるよう対応します。

#### 4-3.従業員／個別入力、従業員／一覧入力（法定調書顧問 R4除く）

##### ■令和2年以降データ

「家族情報の設定」画面

- 配偶者の障害者区分は、所得見積額が48万円以下の場合のみ選択できるよう対応します。（「対象外（特別なし）」は選択できません。）
- 配偶者区分は次のように自動判定されます。

配偶者区分	内容
源泉控除対象	氏名・生年月日の入力があり、かつ、所得見積額が95万円以下のとき自動判定されます。
源泉控除対象外	氏名・生年月日の入力があり、かつ、所得見積額が95万円超～133万円以下のとき自動判定されます。
対象外（特別なし）	氏名・生年月日の入力があり、かつ、所得見積額が133万円超のとき自動判定されます。

扶養者区分は次のように自動判定されます。

扶養者区分	内容
一般／特定／老親等／老人／(年少)	氏名・生年月日・同居区分の入力があり、かつ、所得見積額が48万円以下のとき年齢に応じて自動判定されます。
(空白)	氏名・生年月日の入力があり、かつ、所得見積額が48万円超のとき自動判定されます。

[配偶者区分の自動判定について]

「家族情報の設定」画面で「氏名」「生年月日」「本年中所得見積額」を入力すると、所得見積額に基づいた配偶者区分（「源泉控除対象」「源泉控除対象外」または「対象外（特別なし）」）が表示されます。このとき、所得者本人の合計所得は加味されませんので、次のような設定になります。

配偶者の合計所得金額	所得者本人の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円以下	配偶者区分：源泉控除対象			
48万円超 95万円以下				
95万円超 100万円以下	配偶者区分：源泉控除対象外			
100万円超 105万円以下				
105万円超 110万円以下				
110万円超 115万円以下				
115万円超 120万円以下				
120万円超 125万円以下				
125万円超 130万円以下	配偶者区分：対象外（特別なし）			
130万円超 133万円以下				
133万円超				

所得者本人の合計所得金額が900万円を超えることがわかっている場合は、以下のように配偶者区分を上書（緑色）項目で変更してください。

配偶者の合計所得金額	所得者本人の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円以下	配偶者区分：源泉控除対象	配偶者区分：源泉控除対象外	配偶者区分：対象外（特別なし）*1	
48万円超 95万円以下				
95万円超 100万円以下	配偶者区分：源泉控除対象外		配偶者区分：対象外（特別なし）	
100万円超 105万円以下				
105万円超 110万円以下				
110万円超 115万円以下				
115万円超 120万円以下				
120万円超 125万円以下				
125万円超 130万円以下	配偶者区分：対象外（特別なし）			
130万円超 133万円以下				
133万円超	配偶者区分：対象外（特別なし）			

\*1 対象の配偶者が障害者等の場合は、上書で「源泉控除対象外」に変更してください。

#### 4-4. 扶養・保険料等控除申告書

- 「扶養控除等異動申告書の年」を平成年の入力から令和年の入力に変更します。

扶養控除等異動申告書の年：令和  年分

- 「家族情報の設定」画面で配偶者の同居区分を「同居」としている場合は、「配偶者控除等申告書」の「あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所」欄が印字されないよう対応します。
- 印刷条件設定画面に「所得見積額等の印字」チェックを追加します。（初期値チェック無）  
「所得見積額等の印字」チェックは印刷タイプで「扶養控除等異動申告書」または「配偶者控除等申告書」を含む帳票を選択した場合のみチェックができます。但し「本人欄のみ」にチェックを付けている場合は、チェックできません。



### ■令和1年データ

- ・「扶養控除等異動申告書の年」で令和2年以降を選択した場合、「扶養控除等異動申告書」の源泉控除対象配偶者、扶養対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の所得の見積額に家族情報で設定されている所得見積額に10万円を加算した金額を印刷するよう対応します。  
(但し0円の場合は0円と印字)

収入金額が551,000円～650,999円、又は、8,500,000円超のときは所得見積額を正しく印字することができません。所得の見積額を印字したくない場合は、「所得見積額等の印字」のチェックを外して印刷してください。

### ■令和2年以降データ

- ・給与所得者の扶養控除等（異動）申告書  
「源泉控除対象配偶者」欄の印刷条件を以下の通りとします。

配偶者区分	年調計算	所得	印刷
源泉控除対象	空白	配偶者の合計所得が95万円以下	印字する
		配偶者の合計所得が95万円超	印字しない
	済・済(変)	配偶者の合計所得が95万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額が900万円以下	印字する
		上記以外	印字しない
源泉控除対象外 対象外(特別なし) 空白	—	—	印字しない

- ・「従業員(給与所得者)の合計所得金額」は「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定します。  
Ver.19.10は令和2年分の年末調整計算には対応していませんので、正しい合計所得金額による判定にはなりません。
- ・令和2年以降のデータでは「扶養控除等異動申告書の年」を令和1年にして扶養控除等異動申告書を印刷しないでください。旧様式での印刷はできません。

## 4-5.年末調整／一覧入力

- ・「配偶者控除等申告書の設定」画面  
配偶者の氏名がない場合は、区分Ⅰ、区分Ⅱ、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額を表示しないよう対応します。
- ・「家族情報の設定」画面で配偶者の同居区分を「同居」としている場合は、「配偶者控除等申告書」の「あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所」欄が印字されないよう対応します。

### ■令和2年以降データ

- ・「家族情報・扶養控除等異動申告書の設定」画面  
従業員／個別入力、従業員／一覧入力の「家族情報の設定」画面と同様に、障害者区分、配偶者区分、扶養者区分を判定します。

#### 4-6.給与支払報告書（源泉徴収票）

##### ■令和1年データ

- ・A4 白紙印刷の給与支払報告書および専用用紙印刷で、新元号「令和」に対応した様式で印刷できるよう対応します。

##### ■令和2年以降データ

年の途中で退職した従業員に配付する源泉徴収票の印刷に対応するため、「年末調整：しない」場合の判定を次のように変更します。

- ・「（源泉）控除対象配偶者の有無等／有」欄 以下の条件で○を印字します。

年調区分	配偶者区分	税表区分	所得	○印字
しない	源泉控除対象	甲欄	配偶者の合計所得が 95 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額が 900 万円以下	○
	上記以外			無

- ・「（源泉）控除対象配偶者の有無等／従有」欄 以下の条件で○を印字します。

配偶者区分	税表区分	所得	○印字
源泉控除対象	甲欄以外	配偶者の合計所得が 95 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額が 900 万円以下	○
上記以外			無

- ・「（源泉）控除対象配偶者の有無等／老人」欄 対象の配偶者が年齢 70 歳以上の人のとき、以下の条件で○を印字します。

年調区分	配偶者区分	所得	○印字
しない	源泉控除対象	配偶者の合計所得が 48 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額が 1,000 万円以下	○
	無		

- ・「配偶者合計所得」欄 「年調区分：しない」場合、次の条件で「年末調整／一覧入力」画面の「配偶者の合計所得」印字します。

年調区分	配偶者区分	所得	配偶者の合計所得
しない	源泉控除対象	配偶者の合計所得が 95 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額が 900 万円以下	印字する
	上記以外		印字しない

- ・「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄は次の条件で印字します。

年調区分	配偶者区分	所得	印刷
しない	源泉控除対象	配偶者の合計所得が 95 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額が 900 万円以下	印字する
	上記以外		印字しない

令和 2 年分以降、年の途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年末調整には対応しておりませんのでご注意ください。

#### 4-7. (所) 給与所得者の源泉徴収票／退職者用（給与応援 R4 Lite除く）

##### ■令和2年以降データ

- 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等／有」欄 以下の条件で○を印字します。

配偶者区分	税表区分	所得	○印字
源泉控除対象	甲欄	配偶者の合計所得が 95 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額が 900 万円以下	○
上記以外			無

- 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等／従有」欄 以下の条件で○を印字します。

配偶者区分	税表区分	所得	○印字
源泉控除対象	甲欄以外	配偶者の合計所得が 95 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額が 900 万円以下	○
上記以外			無

- 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等／老人」欄 対象の配偶者が年齢 70 歳以上の人のとき、以下の条件で○を印字します。

配偶者区分	所得	○印字
源泉控除対象	配偶者の合計所得が 48 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額が 1,000 万円以下	○
上記以外		無

- 「配偶者合計所得」欄 次の条件で「年末調整／一覧入力」画面の「配偶者の合計所得」印字します。

配偶者区分	所得	配偶者の合計所得
源泉控除対象	配偶者の合計所得が 95 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額が 900 万円以下	印字する
上記以外		印字しない

- 「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄は次の条件で印字します。

配偶者区分	所得	印刷
源泉控除対象	配偶者の合計所得が 95 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額が 900 万円以下	印字する
上記以外		印字しない

給与所得の源泉徴収票、源泉徴収票／退職者用の令和 2 年以降データで判定に使用している「従業員(給与所得者)の合計所得金額」は「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定します。Ver.19.10 は令和 2 年分の年末調整計算には対応していませんので、正しい合計所得金額による判定にはなりません。

#### 4-8.給与支払報告書／総括表

提出日、給与の支払期間が令和日付のときは令和日付で印刷されるよう対応します。

#### 4-9.税務代理権限証書（給与応援 R4 Premium／給与応援 R4 Lite除く）

税務代理権限証書の所得税の「年分」、添付書面の「年分」の元号選択の初期値を空白に変更します。

#### 4-10.繰越／前年データ等の再繰越

令和1年データから令和2年データに繰り越す場合に限り、配偶者および扶養親族の所得見積額は100,000円を加算した金額で繰り越されます。（但し0円の場合は0円のまま繰り越されます。）

収入金額が551,000円～650,999円、又は、8,500,000円超のときは所得見積額を正しく繰り越すことができません。繰越後に家族情報の設定を見直してください。

#### 4-11.データ変換

Ver.18で作成した令和2年以降データのデータ変換時、配偶者区分等は以下の通り判定されます。処理後に家族情報の設定を確認してください。

Ver.18 令和2年以降データ			Ver.19.10
配偶者区分	配偶者の合計所得金額		配偶者区分
源泉控除対象	—		源泉控除対象
源泉控除対象	—		源泉控除対象
源泉控除対象外	85万円超 95万円以下	⇒	源泉控除対象
源泉控除対象外	95万円超 123万円以下		源泉控除対象外
源泉控除対象外	—		源泉控除対象外
対象外（特別なし）	123万円超 133万円以下		源泉控除対象外
対象外（特別なし）	133万円超		対象外（特別なし）
対象外（特別なし）	—		対象外（特別なし）

扶養者区分は以下の通り判定されます。処理後に家族情報の設定を確認してください。

Ver.18 令和2年以降データ			Ver.19.10
扶養者区分	扶養者の所得見積額		扶養者区分
一般・特定・老親等・老人・（年少）	—		年齢に応じて自動判定
一般・特定・老親等・老人・（年少）	—	⇒	そのまま移行
（空白）	38万円超 48万円以下		年齢に応じて自動判定
（空白）	48万円超		（空白）
（空白）	—		（空白）

#### 4-12.会社新規作成、処理会社から作成、会社コピー

会社初期値設定画面の処理年の右に表示されている元号選択を削除します。

##### ◎会社コピーの注意点

会社コピーは会社データをそのままコピーして新たに会社データを作成する機能です。会社コピーによりコピー元と異なる年分データを作成（令和1年データを元に令和2年データをコピー作成、または、令和2年データを元に令和1年データをコピー作成）すると、コピー元会社で既に従業員情報が設定済みである場合、生年月日に応じた設定（介護保険判定や扶養者区分等）は変更されません。コピー後に設定を見直す必要があります。

#### 4-13.会社選択（法定調書顧問 R4除く）

令和2年分の会社データで処理月4月（支払日の特別処理が「翌月日付（特別）」の場合は処理月3月）を選択すると以下のメッセージを表示します。

雇用保険の適用拡大により今月分の給与(賞与)明細処理から雇用保険区分「なし(高年齢)」の従業員の雇用保険料を計算します。よろしいですか？  
 [はい] [いいえ] [キャンセル]

はい	雇用保険区分が「なし（高年齢）」で設定されている従業員は「あり」の従業員と同様、対象月の給与（賞与）明細で雇用保険料が計算されるようになります。以後メッセージは表示されません。
いいえ	雇用保険区分が「なし（高年齢）」で設定されている従業員は、対象月の給与（賞与）明細では雇用保険料が計算されません。以後メッセージは表示されません。
キャンセル	メッセージを終了し、会社データを開きます。 雇用保険区分が「なし（高年齢）」で設定されている従業員は、対象月の給与（賞与）明細では雇用保険料が計算されません。 処理月4月（支払日の特別処理が「翌月日付（特別）」の場合は処理月3月）で会社データを開き直すと再度メッセージが表示されます。

処理月5月（支払日の特別処理が「翌月日付（特別）」の場合は処理月4月）以降、上記のメッセージは表示されませんが、雇用保険区分が「なし（高年齢）」で設定されている従業員は「あり」の従業員と同様、給与（賞与）明細で雇用保険料が計算されるようになります。

【「雇用保険：なし（高年齢）」の従業員の雇用保険料の計算（令和2年データのみ）】

支払日の特別処理	メッセージ	処理月						
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	...
当月日付（通常）	はい	計算しない			計算する			
	いいえ	計算しない				計算する		
翌月日付（特別）	はい	計算しない	計算する					
	いいえ	計算しない			計算する			

また、4月1日時点で満64歳以上になっている従業員の雇用保険区分が「あり」になっていると従業員情報の変更を促すメッセージは雇用保険料が計算される処理月からは表示されなくなります。

3月までに給与明細の処理をしている従業員は「雇用保険区分：なし（高年齢）」を「雇用保険区分：あり」に変更しないようにしてください。（令和2年データの労働保険の申告書の確定保険料の集計に使用するため）  
 令和2年4月以降に入社した64歳以上の従業員は「雇用保険区分：あり」に設定しても問題ありません。

#### 4-14. その他システムの変更点

その他システムの変更点は以下の通りです。

機能	対応	給	L	法
データ共有	データ選択画面で共有データを選択し、[Ctrl] [Shift] [R] を同時にクリックすると、会社選択画面の [共] マークをクリアする強制解除機能を追加します。(隠し機能であるため、お客様向けには案内はしません。) ※会社選択画面の [共] マークがクリアされてもデータセンターには対象データが共有データとして登録されたままとなります。	○	○	—
Window タイトル	会社データ起動後のWindowタイトルに会社コードを追加します。	○	○	○

以下の障害に対応します。

機能	対応	給	L	法
データ変換	データ共有環境でデータ変換を行おうとすると「データ変換が正常に終了しませんでした。」のメッセージが表示され変換できない場合があるという問題に対応します。	○	○	—
繰越	(データ共有環境) データセンターに登録されているデータが旧バージョンデータで PC に保存されているデータが Ver.19.10 にデータ変換済みデータのときは繰越処理ができないようにします。	○	○	—
汎用データ	給与パターンで勤怠項目の時間表示を 60 進数にしていると [汎用データ出力] - Focus U 給与明細連携 [給与・賞与データ] で勤怠データが正しくファイル出力できない問題に対応します。	○	—	—

#### 4-15. 制限事項

給与 R4 Ver.19.10 にバージョンアップしても新元号対応されず、平成年のままの出力または印字となる機能です。

##### (1) 画面 (Excel 出力)

機能	制限事項	給	L	法
従業員／一覧入力	[Excel] ボタンにより EXCEL にファイル出力を行うと、5 月 1 日以降の日付であっても元号は「平成」で出力	○	○	○
年末調整／一覧入力		○	○	○
年末調整一覧表・通知書		○	○	○

※上記の制限は新元号に伴う Windows Update をしていない環境の Excel 処理場の制限です。

Windows Update がされていれば、新元号対応される箇所です。今後制限に対応する予定はありません。

##### (2) 印刷

新元号対応されず平成年のままの印刷となる帳票です。次回以降のバージョンで対応します。

印刷用紙	制限事項	給	L	法
算定基礎賃金集計表	令和 2 年分データの年は「31 年」「32 年」	○	○	—

給：給与・法定調書 R4、給与・法定調書顧問 R4、給与応援 R4 Premium

L：給与応援 R4 Lite

法：法定調書顧問 R4

○：変更対象 / —：変更対象外

以上、よろしくお願いたします。